

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 8 月 25 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600197号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1600072号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成18年6月7日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成18年6月7日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年6月7日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年6月7日

平成18年6月7日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されていたのに、厚生年金保険被保険者記録に当該賞与の記録が無い。賞与明細書を提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された2006年6月賞与明細書及びB社から提出された「05年度利益処分賞与(6月7日)」から、請求者は、請求期間において標準賞与額150万円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(請求者)が、当該事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の閉鎖事項全部証明書によると、請求者は、請求期間において同社の取締役就任していることが確認できる上、請求者及び事業主は、請求者が、請求期間当時、「総務・人事・経理」の統括役員であったと述べている。

しかしながら、B社は、請求期間当時、会社は合併時期に当たり、業務多忙のため担当者が請求者の標準賞与額に係る手続を失念していたために生じた事象であると回答している上、C

年金事務所は、請求期間当時のA社に社会保険料の滞納はなかった旨回答していることから、意図的に届出が行われなかったものではないと考えられる。

また、請求期間当時の担当者は、「社会保険関係の手続については、取締役までの決裁は必要なく、担当者が届出書類を作成し、総務部長の決裁後に社会保険事務所（当時）に提出していた。届出書類に押印する代表者印等は、総務部長が保管し押印していた。」と述べており、請求者が直接関与していなかったことがうかがえることから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年6月7日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年6月7日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。